

西胆振圏域健康づくり事業行動計画（概要）

西胆振圏域 健康づくり事業行動計画の概要（イメージ）

1 健康づくり事業行動計画の位置づけ

○ 国の計画「健康日本21」との関連

- 「21世紀の国民健康づくり運動（健康日本21）」（平成12年3月厚生事務次官通知）の趣旨に沿って「北海道健康づくり基本方針～すこやか北海道21～」を平成13年に策定。
- 平成14年に健康増進法が制定され、この基本方針を、健康増進法に基づく計画に位置づける。
- 「21世紀における国民健康づくり運動」（健康日本21（第2次））」は、健康増進法第7条第1項の規定による基本的な方針に基づき、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の全部改正について」（平成24年7月10日健発0710号第1号厚生労働省健康局長通知）により、都道府県健康増進計画を策定。

○ 道の計画との関連

- 「健康づくり事業行動計画」は、北海道健康増進計画（改訂版）における「めざす姿」の達成に向け、圏域の健康課題を解決するため、保健所が中心となって関係者の連携のもとに具体的な施策、事業、取組を定め、関係者の役割分担を明確化するものとして作成。
- 指標の数値目標は、道計画を用いる。

〈健康増進計画（改訂版）の考え方〉

- これまでの一次予防を主眼としたものから健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて発症予防、重症化予防を徹底する環境の整備をすることを目指す。
- これまでの個人の取組を重点に置くことから、健康を支え守るための社会環境の整備を進め、健康格差の縮小を目指す。（詳細については、別紙「西胆振圏域 健康づくり事業行動計画（案）の概要について」のとおり。）

2 健康づくり事業行動計画策定の経過

○ 道からの通知

- 「健康増進法に基づく都道府県健康増進計画について（通知）」（平成24年7月20日付け地保第1501号保健福祉部健康安全局長通知）により、新たな方針第7の規定を踏まえ、第二次保健医療福祉圏域における行動計画「健康づくり事業行動計画」の策定について通知。
- 「北海道健康増進計画「すこやか北海道21」に基づく圏域健康づくり行動計画について（通知）」（平成29年1月21日付け地保第3048号保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長通知）により、北海道健康増進計画「すこやか北海道21（改訂版）」を踏まえ、次期圏域行動計画策定について通知。

〈健康づくり事業行動計画の策定作業について〉

- 「すこやか北海道21」（改訂版）及び生活習慣病に関連した健康課題を踏まえ、全道より健康状態が悪い事項（見込まれる事項）等について、地域で重点的な取組を検討する。
- 「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」を予防可能な疾患と捉え、適切な食事、運動、喫煙、飲酒、休養、歯・口腔等健康に関する生活習慣の改善を図ること等を以て、健康寿命の延伸を目指すことから生活習慣病の予防及び改善を基本とした今後の取組を記載する。
- 今後の取組については、保健所や市町、関係団体等が実施主体となって行う事業を盛り込むこととし、今後5年間の圏域内での方向性を記載する。

◆西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議 歯科保健医療専門部会（H31.2.19）

- 北海道健康増進計画（改訂版）における「西胆振圏域健康づくり事業行動計画」（糖尿病、脳卒中・心筋梗塞、がん（COPD）領域）について、作成目的や北海道健康増進計画との整合性など趣旨について説明するとともに、各領域の今後の圏域における主な取組と役割分担等について意見交換を実施した。

1. 道計画と行動計画の役割分担

目的	高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により「健康寿命」の延伸を目指す。また、道民の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、「健康格差の縮小」を目指し、道民の健康増進を推進する。
位置づけ	道計画の目標を達成するための行動計画
目標	道計画を推進するための具体的目標 ○生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底 ○社会生活を営むために必要な機能の維持向上 ○健康を支え、守るための社会環境の整備 ○栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯口腔の健康に関する生活習慣の改善
期間	平成30年度～平成34年度の5年間

2. 全道と圏域の現状と課題

現状	ア. 高齢者人口 イ. 死亡数と死因 ウ. 住民の健康状態
これまでの計画の評価	策定中
生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	ア.がん イ.循環器疾患 ウ.糖尿病 エ.COPD（慢性閉塞性疾患）
社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上	ア. こころの健康 イ. 次世代の健康 ウ. 高齢者の健康
健康を支え、守るための社会環境の整備	策定中
栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善	ア. 栄養・食生活 イ. 身体活動・運動 ウ. 休養 エ. 喫煙 オ. 飲酒 カ. 歯・口腔

3. 道計画の具体的目標に応じた圏域における今後の主な取組と役割分担

4. 圏域における毎年度の実績報告

■行動計画の策定スケジュール

3月13日 連携推進会議に情報提供
 3月中旬 がん、糖尿病 など関連する専門部会に意見照会
 3月下旬 連携推進会議（書面開催）に意見照会
 4月中旬 計画決定、公表 連携推進会議等へ計画報告（送付）